特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
43	妊婦等包括相談支援事業事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大東市は、妊婦等包括相談支援事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

大東市長

公表日

令和8年10月9日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	妊婦等包括相談支援事業事務
②事務の概要	（評価対象事務全体の概要） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、妊婦等包括相談支援事業を行う。 妊婦及びその配偶者並びに子ども及びその保護者に対し面談等を実施する。妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う。 （特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容） 子ども・子育て支援法、児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号利用法」という。）に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 （1）妊婦等に対し、関係法令等で定められた時期、回数及び方法により面談を実施する事務 （2）情報の提供の求めに関する事務
③システムの名称	①健康管理システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバシステム ④マイナポータルサービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
妊婦等包括相談支援事業情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法　第9条1項　別表（第127項） 番号利用法　別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1）実施する 2）実施しない 3）未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠）なし （情報提供の根拠）番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉・子ども部　こども家庭室
②所属長の役職名	こども家庭室課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大東市福祉・子ども部　こども家庭室 〒574-0028 大東市幸町8番1号 電話番号　072-874-2766

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大東市福祉・子ども部　こども家庭室 〒574-0028 大東市幸町8番1号 電話番号　072-874-2766
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを利用して情報提供を行う際には、手作業が介在するが、複数人で対象者や提供内容の確認を行い最終的に決裁権者の承認を得ることを徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、使用する場合は暗号化・パスワードによる保護等を行っている。 ・USBメモリは事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を破棄する際は原則シュレッダーをすることとし、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか複数人による確認を行っている。 以上の対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月27日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	①健康管理システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバシステム ④サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）	①健康管理システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバシステム ④マイナポータルサービス検索・電子申請機能	事前	
令和8年10月9日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　①部署	保健医療部　地域保健課	福祉・子ども部　こども家庭室	事後	
令和8年10月9日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	地域保健課長	こども家庭室課長	事後	
令和8年10月9日	Ⅰ関連情報　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	大東市保健医療部地域保健課 〒574-0028 大東市幸町8番1号 電話番号　072-874-9500	大東市福祉・子ども部　こども家庭室 〒574-0028 大東市幸町8番1号 電話番号　072-874-2766	事後	
令和8年10月9日	Ⅰ関連情報　8．特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ　連絡先	大東市保健医療部地域保健課 〒574-0028 大東市幸町8番1号 電話番号　072-874-9500	大東市福祉・子ども部　こども家庭室 〒574-0028 大東市幸町8番1号 電話番号　072-874-2766	事後	